

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	個人施行者の事業終了認可
概要	個人施行者は、第一種市街地再開発事業を終了しようとするときは、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第7条の20第1項
審査基準	◎次に掲げる要件を満たすことが必要です。 ・申請書に事業の終了を明らかにする書類が添付されていること。(都市再開発法施行規則第1条の7第3項)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html
備考	